

に大きな影響をもたらす。
以上のことから、本議案に
反対する。

議案第5号 賛成討論

本予算案は、「定住促進」、
「教育の充実」、「子育て応援」、
「安心・安全の確保」の4つ
の重点施策を柱として配分さ
れている。さらに、東京20
20オリンピック・パラリン
ピックの聖火リレーなどに係
る費用を計上するほか、地域
の要望への対応についても配
慮がされている。

昨今、財源の確保が厳しい
中であつて、市の財政状況を
踏まえた上で将来を見据え、
市の魅力を広く発信し、「住
んでみたいと思われるまちづ
くり」、「市民の皆さんが住み
続けたいと実感できる笑顔が
あふれ、安心して暮らすこと
ができるまちづくり」を実現
していくという市長の姿勢が
うかがえるものである。

限られた財源を市民の暮ら
しに優先するとともに、将来
のまちづくり配慮した事業
に重点配分されたこの予算は、
第5次日高市総合計画で掲げ
る将来都市像「笑顔と元気を
未来（あした）へつなぐ緑さ
らめくまち日高」の実現に資
するものと判断できる。

以上のことから、本議案に
賛成する。

(議案第6号)

令和2年度日高市国民健康 保険特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、そ
れぞれ59億6千316万5千円と
したいというものです。

(賛成多数で原案可決)

討 論

議案第6号 反対討論

平成30年度から国民健康保
険の事業主体が都道府県とな
る中、国は保険税を標準保険
料率に合わせることを市区町
村に求めている。

本予算案では前年度に比べ
て額、割合が減少しているも
の、一定の一般会計からの
繰入金を確保していることは
評価できる。しかし、国民健
康保険の加入者の現状は年金
生活者や非正規雇用者を中心
であり、所得が低下し保険税
を払えない世帯も出てきてい
る。また、昨年10月の消費税
引き上げや昨今の新型コロナウ
イルス感染症拡大による景
気の低迷などで、加入者の所
得は極めて不安定な状態であ
る。こうした中で、国は保険

税の法定限度額のうち医療給
付費分を引き上げており、本
予算案にもそれが反映されて
いる。このような国の施策と
現状を反映した予算は依然と
して加入者に大きな負担をか
けるものになることから、本
議案に反対する。

議案第6号 賛成討論

国民健康保険は、市民の健
康維持の増進や地域医療の確
保にとっても重要な役割を果た
している。本予算案は、歳出
においては、1人当たりの医
療費が増加傾向にある中で、
保健事業等による医療費削減
に向けたものとなっており、
歳入においては、財源として
の現実性を重視したものと
なっている。

以上のことから、本議案に
賛成する。

(議案第7号)

令和2年度日高市後期高齢 者医療特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、そ
れぞれ7億7千25万5千円と
したいというものです。

(賛成多数で原案可決)

討 論

議案第7号 反対討論

埼玉県では所得割軽減特例
の見直しが行われ、賦課の基
となる所得金額が58万円以下
、年金収入のみの場合には21万円
以下の人の軽減措置が、従前
の5割軽減から平成30年度以
降は軽減なしとなっている。
また、厚生労働省が平成30年
3月30日に出した「後期高齢
者医療制度の平成30・31年度
の保険料率について」では、
平成30・31年度被保険者一人
当たりの平均保険料月額が、
全国で9位の高さになってお
り、全国平均を31円上回って
いる。

こうした高額の保険料は、
収入が減少し、消費税引き上
げなどで負担が増す高齢者に
大きな負担を課すものである。

本予算案は、埼玉県後期高
齢者医療広域連合の決定を反
映したものであり、昨年度と
比較して一般会計からの保険
基盤安定繰入金を増額するな
ど評価できる部分もあるが、
加入者の大きな負担をそのま
ま受け入れることはできない。
以上のことから、本議案に
反対する。

議案第7号 賛成討論

後期高齢者医療制度におい
ては、急速な高齢化により、

被保険者や医療費が年々増加
している。この制度を将来に
わたり安定的なものとするた
め、埼玉県後期高齢者医療広
域連合と市が連携しながら運
営されている。本予算案は、
広域連合が定めた保険料を市
が徴収し、広域連合に納付す
るための費用が計上されてい
るが、公平性の確保や低所得
者の負担への配慮がされてお
り、適正であると判断できる。

以上のことから、本議案に
賛成する。

(議案第8号)

令和2年度日高市介護保険 特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、そ
れぞれ45億7千628万2千円と
したいというものです。

(賛成多数で原案可決)

討 論

議案第8号 反対討論

政府が平成26年に医療介護
総合確保推進法を成立させた
結果、平成27年8月に年金収
入のみで280万円以上の人など、
一定所得者の利用料は2割負
担に引き上げられた。また、
地域包括ケア強化法により、
平成30年8月から年金収入340